

長浜市居住促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市の生産年齢若年層の人口増加と子育て世帯、新婚世帯の定住化により活力あるまちづくりを推進するため、これに寄与する者に対し長浜市居住促進事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請時において満18歳未満の子供を扶養し、同居する世帯
- (2) 新婚世帯 申請時において婚姻届を提出した日から1年以内で、かつ、夫婦ともに満45歳未満の世帯
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠を本市に有することをいう。
- (4) 新築 本市内において更地又は既存の住宅等を取り壊した後に新たに築かれる建築（建売住宅及び集合住宅の建築を含む。）をいう。
- (5) 住宅 独立して生活を営むことができる家屋で、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。
 - ア 玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、自ら居住するために所有する建物であること。ただし、別荘等一時的に使用するものを除く。
 - イ 居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。ただし、分譲マンション等区分所有の対象となる建物については、居住部分の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下であること。
 - ウ 併用住宅の場合は床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。
- (6) 固定資産税 新築住宅の取得に伴い家屋に課税される固定資産税をいう。
- (7) 法定減免措置の適用 助成対象となる住宅が、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の6又は第15条の7の規定に基づく固定資産税の減額措置の適用要件を満たし、平成27年度以後に初めてその適用を受けるものをいう。

(交付対象者等)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、子育て世帯又は新婚世帯で自ら居住するために長浜市内に住宅を新築し、又は購入し、申請時において第4条の住宅を所有し、かつ、居住している者で、次の要件のいずれにも該当するもの

- (1) 当該住宅の所在地が、助成金の交付を受けようとする者（当該住宅を共有する場合にあっては、イの代表者）の住民票の住所地であること。
- (2) 当該住宅を共有する場合、申請者は第7条第2項の規定による代表者であること。
- (3) 平成26年1月2日から平成29年1月1日までの間に住宅の引渡しを受け、引渡しから1年以内に新たに入居した者であること。
- (4) 当該住宅を自己の居住の用以外に使用しない者であること。
- (5) 当該住宅に外国人が居住している場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。
- (6) 当該住宅に居住している者全員が市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則第2条第2号に規定する市税等をいう。以下同じ。）を滞納していない者であること。
- (7) 当該住宅に居住している者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 当該住宅に居住する者全員の年間所得が合計1,200万円以下であること。

(助成金の対象となる住宅)

第4条 助成金の対象となる住宅は、固定資産税の法定減免措置の適用を受けた住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法その他の法令に違反する住宅、本市から他の助成等を受けた住宅及び公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅は、助成金の対象としない。

(助成の期間)

第5条 助成の期間は、対象住宅の法定減免措置の適用を受けた翌年度から3年間とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、対象住宅の法定減免措置の適用により算定された納税額相当分とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、長浜市居住促進事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、2年目以降の申請の際は、第4号から第9号までの書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 当該住宅に居住している者全員が記載された住民票(住民票謄本)
- (2) 当該住宅に居住している者全員の市税等の完納を証する書類(完納証明書)
- (3) 当該住宅に居住している者全員の所得が分かる書類(直近の所得証明書)
- (4) 当該住宅が法定減免措置の適用住宅であることが分かる書類(課税明細書写し等)
- (5) 当該住宅に係る工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (6) 配置図及び建物平面図(面積、間取り等の分かる書類)
- (7) 当該住宅の引渡しを受けたことを証する書類
- (8) 当該住宅の現在の所有者であることを証する書類
- (9) 婚姻日が確認できる書類

2 当該住宅を共有する場合においては、代表者を選任し、その代表者が代表申請者選任書(様式第2号)を添えて申請するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受付けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、その結果を長浜市居住促進事業助成金交付決定通知書(様式第3号)又は、長浜市居住促進事業助成金不交付(交付取消し)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定するに際して、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条に規定する実績報告は、第7条の規定による交付申請をもってなされたものとみなす。

(額の確定)

第10条 規則第15条に規定する確定通知は、第8条の規定による決定通知をもってなされたものとみなす。

(助成金の請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに長浜市居住促進事業助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第11条関係)